

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年9月1日

【発行者名】 B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・ リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット ・ レノン
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド ・ ケイマン、ジョージ ・ タウン、
ホスピタル ・ ロード27、ケイマン ・ コーポレート ・ センター、
ウォーカーズ ・ コーポレート ・ リミテッド気付
(c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ニッポン ・ オフショア ・ ファンズ -
日興グローバル財産3分法ファンド
(Nippon Offshore Funds - Nikko Global Tri-Asset Fund)

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額】
毎月分配型および資産形成型クラス A 受益証券 5,000億円を上限と
する。
毎月分配型および資産形成型クラス B 受益証券 5,000億円を上限と
する。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年9月30日に提出した有価証券届出書（2020年12月22日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）につき、副投資運用会社の変更がありましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

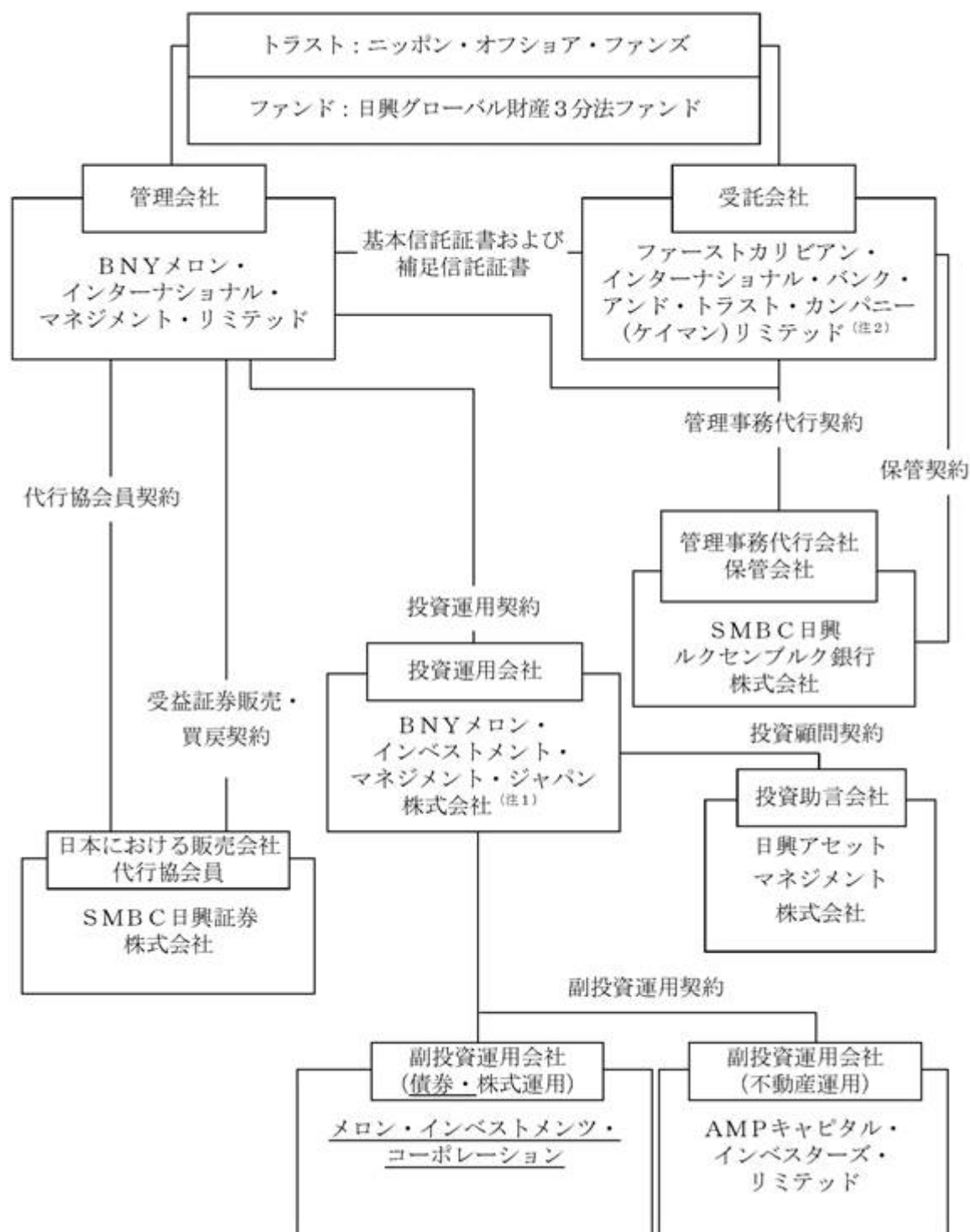
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

<訂正前>



(注1) 2020年4月1日をもって、商号を「BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社」から「BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社」に変更した。以下同じ。

(注2) 2020年11月23日をもって、商号を「CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)」から「ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited)」に変更した。以下同じ。

(後略)

```

graph TD
    Trust[トラスト：ニッポン・オフショア・ファンズ  
ファンド：日興グローバル財産3分法ファンド]
    Manager[管理会社  
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド]
    Custodian[受託会社  
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（注2）]
    Trust --- Manager
    Trust --- Custodian
    Manager --- Custodian[基本信託証書および補足信託証書]
    
    Manager --- SA[代行協会員契約]
    SA --- JSA[日本における販売会社 代行協会員  
SMBC日興証券株式会社]
    
    Custodian --- MSMA[管理事務代行契約]
    MSMA --- MSMA_Co[管理事務代行会社 保管会社  
SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社]
    
    Custodian --- GP[保管契約]
    GP --- MSMA_Co
    
    Custodian --- IMA[投資顧問契約]
    IMA --- IMA_Co[投資助言会社  
日興アセットマネジメント株式会社]
    
    Manager --- IOU[投資運用契約]
    IOU --- IOU_Co[投資運用会社  
BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（注1）]
    
    IOU_Co --- BSA[受益証券販売・買戻契約]
    BSA --- JSA
    
    IOU_Co --- PUI[副投資運用契約]
    PUI --- PUI1[副投資運用会社（債券運用）  
インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー（注3）]
    PUI --- PUI2[副投資運用会社（株式運用）  
ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー（注3）]
    PUI --- PUI3[副投資運用会社（不動産運用）  
AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド]
  
```

(注3) メロン・インベストメンツ・コーポレーションは、同じBNYメロン・グループ傘下の運用会社である「インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー」に債券運用に関する事業を、同様にBNYメロン・グループ傘下の運用会社である「ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー」に株式およびマルチアセット運用に関する事業をそれぞれ譲渡し、2021年9月1日からは、両社が、投資運用会社から委託を受け、ファンドの債券および株式の運用をそれぞれ行う。当該変更により、ファンドの運用哲学、運用プロセスには変更はない。「インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー」は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社グループである「インサイト・インベストメント」の北米拠点で、米国ニューヨーク州に本社を置く。

「ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー」は、B N Yメロン・グループ傘下の運用会社グループである「ニュートン・インベストメント・マネジメント」の北米拠点で、米国マサチューセッツ州に本社を置く。

以下同じ。

（後略）

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

（中略）

<u>メロン・インベストメンツ・コーポレーション</u>	副投資運用会社 （債券・株式運用）	2005年10月31日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）を締結。
A M P キャピタル・インベスターズ・リミテッド	副投資運用会社 （不動産運用）	2005年10月31日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）を締結。

（後略）

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

（中略）

<u>インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー</u>	副投資運用会社 （債券運用）	2005年10月31日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）を締結。
<u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー</u>	副投資運用会社 （株式運用）	2005年10月31日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）を締結。
A M P キャピタル・インベスターズ・リミテッド	副投資運用会社 （不動産運用）	2005年10月31日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）を締結。

（後略）

2 投資方針

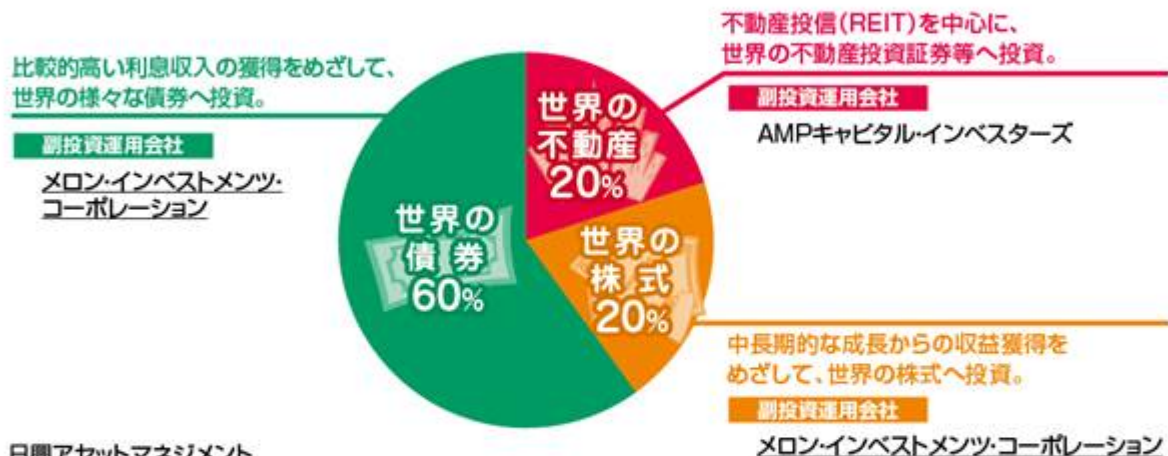
（１）投資方針

< 訂正前 >

（前略）

効果的な国際分散投資を実現する 「日興グローバル財産3分法ファンド」の投資対象

ファンドは、世界各国の債券・株式・不動産にバランスよく投資することで財産3分法を実現し、安定した運用をめざします。



日興アセットマネジメント

資産の配分は、日興GWのアドバイスをもとに日興アセットマネジメントが最適と思われる割合で組合わせを助言します。
日興GWは資産配分のコンサルティングに関する投資顧問会社です。

※上図の各資産の組合わせを、基本配分とします。配分は、中期的な市況見通しの変化に応じて調整します。

※副投資運用会社は、今後変更される可能性があります。

（中略）

< 投資先ファンド >

（中略）

ファンド名称	B N Yメロン・エマージング・マーケット・デット・オポチュニスティック・ファンド
運用会社の名称	メロン・インベストメンツ・コーポレーション
運用の基本方針・ 主要な投資対象	主に米ドル建てあるいは現地通貨建てのエマージング市場の国債、社債等の債券に投資し、高い総合収益を目指す。
	● 格付け制限はなし。

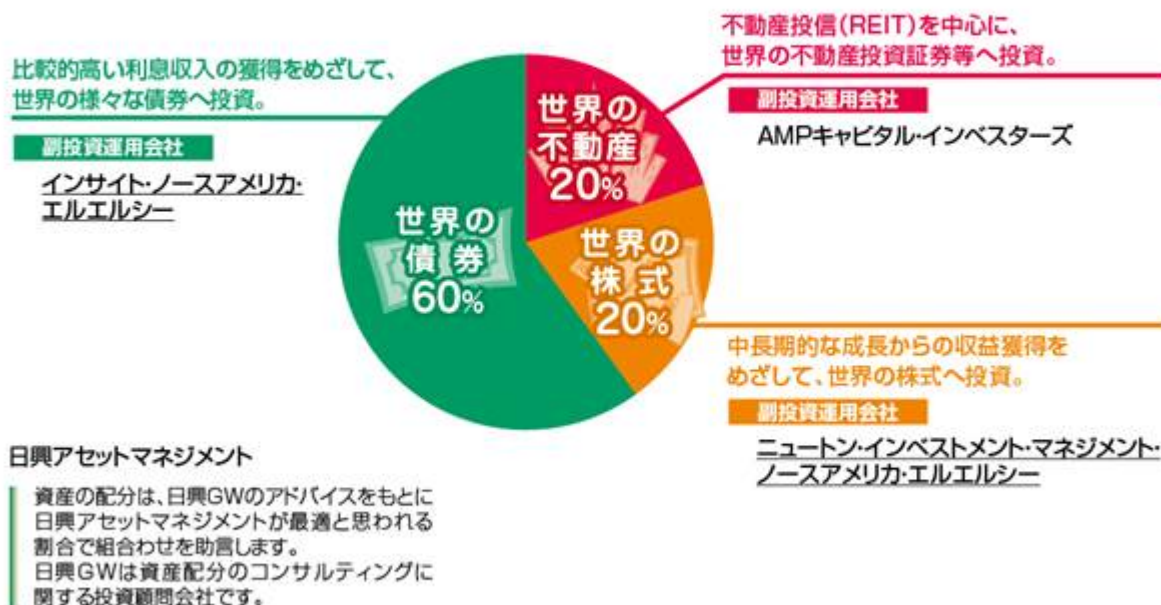
（後略）

<訂正後>

(前略)

効果的な国際分散投資を実現する 「日興グローバル財産3分法ファンド」の投資対象

ファンドは、世界各国の債券・株式・不動産にバランスよく投資することで財産3分法を実現し、安定した運用をめざします。



※上図の各資産の組合わせを、基本配分とします。配分は、中期的な市況見通しの変化に応じて調整します。

※副投資運用会社は、今後変更される可能性があります。

(中略)

<投資先ファンド>

(中略)

ファンド名称	B N Yメロン・エマージング・マーケット・デット・オポチュニスティック・ファンド
運用会社の名称	メロン・インベストメンツ・コーポレーション ^(注)
運用の基本方針・ 主要な投資対象	主に米ドル建てあるいは現地通貨建てのエマージング市場の国債、社債等の債券に投資し、高い総合収益を目指す。 ●格付け制限はなし。

(注) 上記投資先ファンドの運用会社は、2021年9月1日付でメロン・インベストメンツ・コーポレーションからインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーに変更された。

(後略)

(3) 運用体制

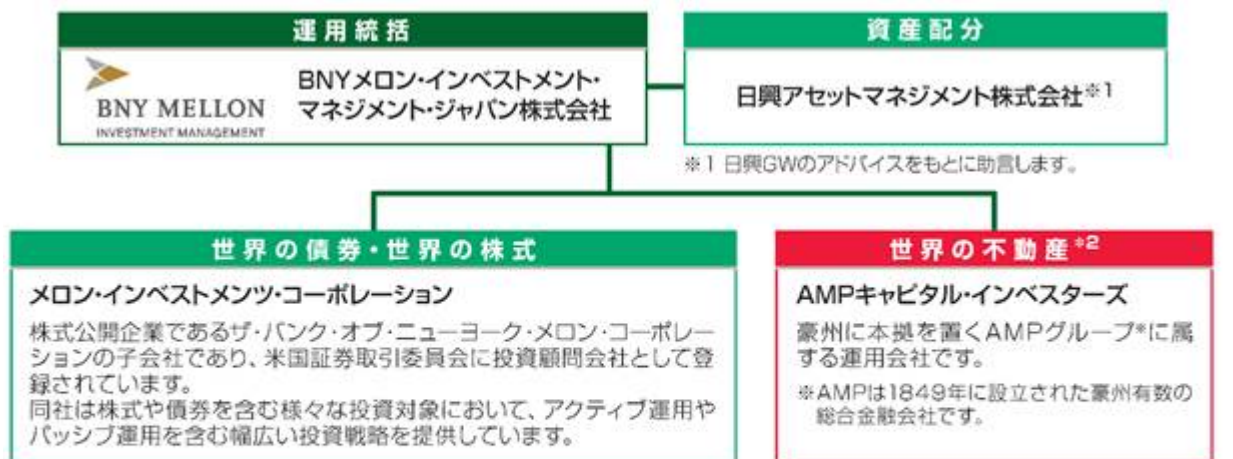
<訂正前>

(前略)

<運用体制の全体像>

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務（以下「運用権限」という。）を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含む。）に委託することができる。本書の日付現在、債券運用および株式運用については副投資運用会社（メロン・インベストメンツ・コーポレーション）に、そして不動産運用については副投資運用会社（AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド）に対して、運用権限を委託している。

運用体制について



※2 不動産については、不動産投信(REIT)を中心に、世界の不動産投資証券等へ投資を行います。

※ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションおよびその支配下にある子会社または関係会社は、米国の規制であるボルカー・ルールに基づき、一定のボルカー・ルール対象ファンドに対して、投資額の制限、従業員および取締役による投資の制限、一定の取引の禁止、保証を行わないこと等を含む制約を受けます。
ファンドはボルカー・ルール適用対象です。

（後略）

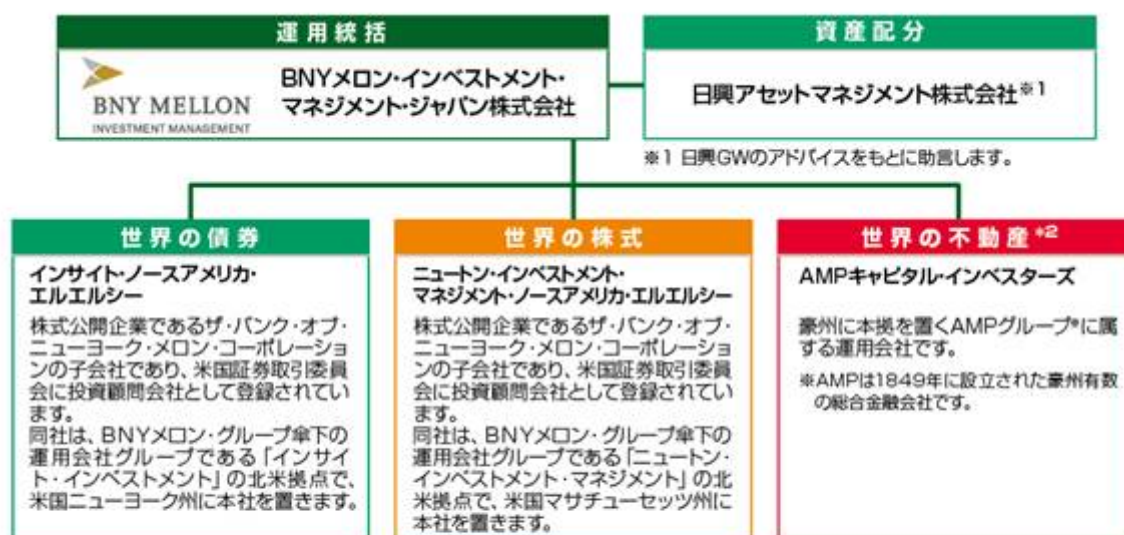
<訂正後>

（前略）

<運用体制の全体像>

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務（以下「運用権限」という。）を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含む。）に委託することができる。本書の日付現在、債券運用については副投資運用会社（インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー）に、株式運用については副投資運用会社（ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー）に、そして不動産運用については副投資運用会社（AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド）に対して、運用権限を委託している。

運用体制について



※2 不動産については、不動産投信(REIT)を中心に、世界の不動産投資証券等へ投資を行います。

※ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションおよびその支配下にある子会社または関係会社は、米国の規制であるボルカー・ルールに基づき、一定のボルカー・ルール対象ファンドに対して、投資額の制限、従業員および取締役による投資の制限、一定の取引の禁止、保証を行わないこと等を含む制約を受けます。
ファンドはボルカー・ルール適用対象です。

（後略）